

5 公共料金などの割引・助成

JR九州（鉄道）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者はJRの鉄道運賃の割引を受けることができます。手帳の種類が第1種か第2種かにより受けられる割引が次のように変わります。

◆ 第1種

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人（単独時）	普通乗車券	5 割	片道101km以上の場合のみ
本 人（介護者同伴時）	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		距離制限なし
介 護 者			

◆ 第2種

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券	5 割	片道101km以上の場合のみ
介 護 者	定期乗車券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- 乗車券等を購入するときは、駅の窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- ただし、第1種の方が介護者同伴で片道100km以下の区間を利用する場合は券売機で小児用の普通乗車券を購入することもできます。その際は、改札時等の係員に手帳を提示してください。
- 介護者は本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- 小児用の定期券の割引はありません。
- 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- 特急券（指定席・自由席）、グリーン券、寝台券などは、割引になりません。

JR九州（バス）

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者はJRバスの運賃の割引を受けることができます。手帳の種別や等級により受けられる割引が次のように変わります。

◆ 第1種・第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、1～3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通運賃	5 割	精神障害者保健福祉手帳3級の所持者の介護者を除く
介 護 者	定期運賃	3 割	精神障害者保健福祉手帳3級の所持者の介護者を除く

- 割引適用範囲は、直方線、イオン線、嬉野線、牛の岳線、北薩線、日田彦山線BRT、高速バスです。
- 乗車券等を購入するときは、窓口で手帳を提示してください。
- 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- 高速バスは割引の対象路線及び対象者、割引内容が違いますのでご注意ください。

西鉄電車

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は西鉄電車・バスの割引を受けることができます。手帳の種別や等級により受けられる割引が次のように変わります。

※ n i m o c a のご利用等について、詳しくは西鉄の駅、営業所などにお尋ねください。

◆ 第1種（身体障害者手帳、療育手帳）、1級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券、回数券、定期券	5 割
介護者	普通乗車券、回数券、定期券	5 割

◆ 第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、2・3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券、回数券	5 割	
介護者	定期券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- ・ 乗車券等を購入するときは、駅の窓口で手帳を提示してください。
- ・ 券売機で購入するときは、割引ボタンを押してください（係員が確認に来ます）。
- ・ 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- ・ 小児用の定期券の割引はありません。
- ・ 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- ・ 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。

西鉄バス

◆ 第1種（身体障害者手帳、療育手帳）、1級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券、現金、定期券	5 割
介護者	普通乗車券、現金、定期券	5 割

◆ 第2種（身体障害者手帳、療育手帳）、2・3級（精神障害者保健福祉手帳）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券、現金、定期券	5 割	
介護者	定期券	5 割	本人が12歳未満の障害児の場合のみ

- ・ 普通乗車券、定期券を購入するときは、窓口で手帳を提示してください。現金の場合は、運賃を支払う前にバスの乗務員に手帳を提示してください。
- ・ 介護者は、本人と同一種類・区間を同時に購入（利用）するときに割引があります。
- ・ 小児用の定期券の割引はありません。
- ・ 介護者に対して販売する割引の定期券は、通勤定期となります。
- ・ 介護者は障害者1人に対し1人までです。介護者単独で利用する場合、割引はありません。
- ・ 一部割引対象外の区間等があります。

国内線航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者本人と介護者1名は、国内線航空運賃の割引を受けることができます。（適用のない航空会社もあります。）

- ・ 航空券を購入する場合、該当する手帳を販売窓口に提示してください。
- ・ 他の航空割引（例：早割り）との併用はできません。場合によっては他の航空割引のほうが障害者割引よりお得な場合もあります。

航空会社又は路線により異なります。詳しくは、航空会社等へお問い合わせください。

タクシー運賃の1割引

身体障害者手帳、療育手帳の所持者がタクシーを利用する場合、手帳の提示により運賃の1割引（支払額の10円未満切捨て）が受けられます。また、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については各タクシー会社が任意で割引を行っている場合があります。

詳しくは、タクシー会社へお問合せください。

福祉タクシー利用券

重度心身障害児・者に年間1人24枚（血液透析を行っている更生医療受給者は72枚）を限度として福祉タクシー利用券を交付します。タクシーを利用される際に、手帳とタクシー利用券を提示すれば、運賃のうち初乗り料金相当額（基本料金）が差し引かれます。

◆ **対象者** 次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

- ① 在宅で生活している方
- ② 自動車税等の減免を受けていない世帯
- ③ 市民税非課税世帯又は生活保護を受けている世帯
- ④ 療育手帳A、A1、A2もしくはA3、又は総合等級が1級もしくは2級の身体障害者手帳の所持者で、手帳の障害名に視覚障害、下肢障害、体幹機能障害、移動機能障害、平衡機能障害、内部機能障害のいずれかが含まれる方

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

有料道路の割引

有料道路を利用する際、身体障害手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち次の事項に該当する方は有料道路の割引が受けられます。ただし、事前に割引のための申請が必要です。事前に手続きを済ませた手帳を料金支払いの際に提示することで、割引を受けることができます。

また、ＥＴＣを利用する場合も、事前にＥＴＣ割引の登録手続きを済ませれば割引を受けることができます。

◆ 対象となる範囲

手帳の種類		運転者の要件	割引率	自動車所有者の要件
身体障害者手帳	第１種	本人が運転もしくは介護者が運転し、本人が同乗	５割	本人または同一生計者などの個人が所有する自動車
	第２種	本人が運転の場合のみ		
療育手帳	第１種	介護者が運転し、本人が同乗		

◆ 手続きに必要なもの

書類名	手続き内容			
	事前申請において 自動車を登録する場合		事前申請において 自動車を登録しない場合	
	新規	変更・更新	新規	変更・更新
障害者ご本人の手帳	○	○	○	○
登録を希望する自動車の自動車検査証(車検証) ※1 又は軽自動車届出済証※2	○	○		
ＥＴＣカード(障害者ご本人の名義)	○	※3		
ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書	○	※3		
運転免許証またはマイナ免許証※4 (第２種の方のみ)	○		○	

※1 電子車検証の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項をお持ちください。

※2 125cc 超の軽二輪の場合

※3 ＥＴＣカードや車載器が変更になった場合は必要です。

※4 顔写真、免許の年月日及びマイナ免許証の有効期限の末日、免許の種類などが表示されている免許証の画面(スクリーンショットまたは印刷も可)を申請窓口で提示する必要があります。

◆ 利用方法

＜ＥＴＣを利用しない場合＞

料金所で手帳に記載された「有料道路割引の証明」を提示ください。

＜ＥＴＣを利用する場合＞

申請後２週間ほどで、ＥＴＣ割引登録係から登録通知が送付されます。その後登録されたＥＴＣカードを、登録されたＥＴＣ車載器に挿入し、登録した自動車で通行してください。

- ・事前に手続きを済ませた手帳を提示することで、ナンバーを登録していない自動車を利用された場合でも、料金所の一般レーンであれば割引の適用が可能です(業務利用車両以外)。
 - ・ナンバーを登録している自動車を変更する場合は、変更手続きをしてください。
 - ・有効期間は最長２年で、更新が必要です。更新は有効期限の２か月前から申請できます。
- ※ご利用にあたっての詳細は、事前申請時にお渡しする「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご覧ください。

お問合せはＮＥＸＣＯ西日本等へ

申請は福祉課障害福祉担当へ TEL ４１－２６６３ FAX ４１－２６６４

NHK受信料の免除

次の事項に該当する方は、NHK放送受信料（BSも含む）の半額免除又は全額免除を受けることができます。

◆ 全額免除対象者

世帯員のどなたかが障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（又は判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯全員が市民税非課税の場合

◆ 半額免除対象者

以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主で受信契約者の場合

①視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳の所持者

②重度の障害者

- ・ 身体障害者手帳（１級、２級）
 - ・ 療育手帳又は判定書（Ａ、Ａ１、Ａ２、Ａ３）
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳（１級）
- } のいずれかの所持者

③重度（障害程度が恩給法に規定する特別項症から第１款症に相当）の戦傷病者手帳の所持者
戦傷病者手帳の所持者のお問合せは福岡県福祉労働部保護・援護課へ

TEL 092-643-3294 FAX 092-643-3306

◆ 手続きに必要なもの

①身体障害者手帳、療育手帳（又は判定書）、精神障害者保健福祉手帳

②印鑑

対象に該当する場合は、福祉課障害福祉担当で証明した放送受信料免除申請書を発行しますので、NHKへ提出してください。

お問合せはNHKふれあいセンターへ	TEL 0570-077-077
（上記が繋がらない場合）	TEL 050-3786-5003
	FAX 045-522-3044
申請は福祉課障害福祉担当へ	TEL 41-2663 FAX 41-2664

携帯電話料金の割引

障害者手帳の所持者は、携帯電話基本使用料等が割引になる場合があります。

◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

詳しくは、ご利用の各携帯電話会社にお問合せください。

郵便の割引

通常郵便料金 (第4種)	点字郵便物、特定録音物等郵便物(注1)	3kgまで無料
-----------------	---------------------	---------

(注1) 点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とします。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限りします。

ゆうメール	心身障害者用 ゆうメール(注2) (3kgを超えないもの)	150g まで 92円	250g まで 110円	500g まで 150円	1kg まで 180円	2kg まで 230円	2kg超 (3kgまで) 310円	
ゆうパック	聴覚障害者用ゆうパック(注3)(30kgを超えないもの)	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
	点字ゆうパック (30kgを超えないもの)	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

(注2) 身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受されるものに限りします。

(注3) 聴覚障害者用ビデオテープその他の録画物(DVDなど)を内容とし、聴覚障害者と日本郵便株式会社が指定する施設との間でビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受されるものに限りします。

青い鳥郵便葉書無料配付

療育手帳A、A1、A2又は、身体障害者手帳1級もしくは2級の所持者に、通常郵便葉書(無地、インクジェット紙又はくぼみ入り)、通常郵便葉書胡蝶蘭(無地又はインクジェット紙)の葉書のいずれか1種類を20枚無料配布します。申込み期間は4月1日～5月31日で、配付期間は4月20日～5月31日です。(なお、それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は翌営業日が対象となります。)

お問い合わせ・申請は各郵便局へ

電話番号案内料の免除(ふれあい案内)

電話帳の利用が困難な、目や上肢等の不自由な方又は、知的障害や精神障害のある方が無料で番号案内を受けることができる制度です。

◆ 対象者

- ① 身体障害者手帳の所持者で次のいずれかの事項に該当する方
 - ・ 視覚障害 1級～6級
 - ・ 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1級及び2級
 - ・ 聴覚障害 2級、3級、4級及び6級
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級及び4級
- ② 療育手帳の所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ④ 戦傷病者手帳の所持者で次のいずれかの事項に該当する方
 - ・ 視力障害 特別項症～第6項症
 - ・ 上肢障害 特別項症～第2項症
 - ・ 聴覚障害 第2項症、第4項症
 - ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 第1項症、第2項症及び第4項症

お問い合わせ・申請はNTTふれあい案内担当へ TEL 0120-104-174
FAX 0120-104-134

公共施設入場料の割引

大牟田市内の障害者割引がある主な施設は以下のとおりです。

◆大牟田市動物園◆（大牟田市ともだちや絵本美術館を含む）

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	1種	2種	A	B	1級	2・3級
本人	無料	無料	無料	無料	無料	無料
介護人	無料(1名)	—	無料(1名)	—	無料(1名)	—

▼ 連絡先等（大牟田市動物園）

大牟田市昭和町163 TEL 56-4526 FAX 56-9551

（大牟田市ともだちや絵本美術館）

大牟田市若宮町2-1 TEL 32-8050

▼ 開園時間 9:30～17:00
9:30～16:30（12月～2月末） } 閉園前1時間前には入園できません

▼ 休園日 毎月第2・4月曜日（祝日及び振替休日の場合はその翌日）及び、12/29～1/1

▼ ミライロIDが使用できます。

◆大牟田市石炭産業科学館◆

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	1種	2種	A	B	1級	2・3級
本人	無料	無料	無料	無料	無料	無料
介護人	無料(1名)	—	無料(1名)	—	無料(1名)	—

▼ 連絡先等 大牟田市岬町6-23 TEL 53-2377 FAX 53-2340

▼ 開館時間 9:30～17:00

▼ 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）及び、12/29～1/3

▼ ミライロIDが使用できます。

◆大牟田市立三池カルタ・歴史資料館◆

障害の有無にかかわらず、入館料は無料です。

▼ 連絡先等 大牟田市宝坂町2-2-3 TEL 53-8780
FAX 53-8781

▼ 開館時間 10:00～17:00

▼ 休館日 毎週月曜日・毎月の最終木曜日（祝日の場合はその翌日）及び、12/29～1/3、並びに展示替え期間（お問合せください。）

※市外や県外の施設でも割引制度がある場合があります。

各施設へ事前にお問合せください。

市営駐車場・市営駐輪場の利用料金の減免

◆大牟田駅東口駐車場◆

【一時利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、駐車利用券が半額となります。
(手続きは大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っています。)

・駐車利用券

種別	単位	通常金額	減免後金額〔半額〕
110 円券	11 枚	1,000 円 (税込)	500 円 (税込)
	23 枚	2,000 円 (税込)	1,000 円 (税込)

※利用券は、定期利用にはご利用できません。

・【参考：駐車場の利用料金】

利用時間帯	利用時間	金額
午前 6 時から午後 10 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	220 円 (税込)
	60 分を超え 60 分ごと	110 円 (税込)
午後 10 時から翌日午前 6 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	50 円 (税込) ※
	60 分を超え 60 分ごと	50 円 + 税 ※

※消費税を加算した金額に 10 円未満の端数がある時は、その端数を切捨てます。

※「60 分を超え 60 分ごとに」の料金は、60 分を超えた分の合計金額に対して消費税を加算します。

※連続して利用する場合の最大料金は 1 日 (24 時間) あたり 800 円 (税込) です。

【定期利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、利用料金が半額となります。(手続きは大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っています。)

利用台数：19 台 (一般駐車場 18 台、身体障害者用駐車場 1 台)

種別	通常金額	減免金額〔半額〕
定期利用	11,000 円 (税込)	5,500 円 (税込)

◆東口自転車等駐車場・西口自転車等駐車場◆

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、利用料金が半額となります。（10 円未満切り捨て）（手続は大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所でを行っています。）

名 称	収容台数	利用時間
東口自転車等駐車場	850 台	午前 6 時～午後 10 時 ※上記以外は時間外利用スペース（有料）をご利用ください。
西口自転車等駐車場	750 台	

・ 駐車料金表 ※減免後料金は[] で表記しています。

利用の種類		自転車	原付バイク	自動二輪車 (125CC 未満)	自動二輪車 (125CC 以上)
学生定期	1 か月	1,100 円 [550 円]	2,200 円 [1,100 円]	2,420 円 [1,210 円]	3,190 円 [1,590 円]
	3 か月	3,080 円 [1,540 円]	6,270 円 [3,130 円]	6,710 円 [3,350 円]	8,910 円 [4,450 円]
一般定期	1 か月	1,320 円 [660 円]	2,640 円 [1,320 円]	2,970 円 [1,480 円]	3,850 円 [1,920 円]
	3 か月	3,630 円 [1,810 円]	7,370 円 [3,680 円]	8,250 円 [4,120 円]	10,780 円 [5,390 円]
一時利用(1 日 1 回)		110 円 [50 円]	220 円 [110 円]	220 円 [110 円]	330 円 [160 円]

お問合せ・申請は 大牟田駅東口駐輪場事務所 TEL・FAX 43-3184 大牟田駅西口駐輪場事務所 TEL 43-4805

◆新大牟田駅駐車場◆

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、駐車利用券が半額となります（手続は大牟田駅東口駐輪場・大牟田駅西口駐輪場事務所で行っております）。

・駐車利用券

種別	単位	通常金額	▶	減免金額〔半額〕
110 円券	11 枚	1,000 円（税込）		500 円（税込）
	23 枚	2,000 円（税込）		1,000 円（税込）

・【参考：駐車場の利用料金】

利用時間帯	利用時間	金額
午前 6 時から午後 10 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	220 円（税込）
	60 分を超え 60 分ごと	110 円（税込）
午後 10 時から翌日午前 6 時まで	入庫から 30 分以内	無料
	入庫から 30 分を超え 60 分以内	50 円（税込）※
	60 分を超え 60 分ごと	50 円＋税 ※

※消費税を加算した金額に 10 円未満の端数がある時は、その端数を切捨てます。

※「60 分を超え 60 分ごとに」の料金は、60 分を超えた分の合計金額に対して消費税を加算します。

※連続して利用する場合の最大料金は 1 日（24 時間）あたり 380 円（税込）です。

お問合せ・申請は	大牟田駅東口駐輪場事務所	TEL・FAX 43-3184
	大牟田駅西口駐輪場事務所	TEL 43-4805

◆新大牟田南駐車場◆

【定期利用の減免】

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、月極利用料金が半額となります。

利用台数：22 台（身体障害者用の区画はありませんが、身体障害者手帳をお持ちで車椅子等を利用されている方は、2 区画を 1 区画として使用できます。）

種別	通常金額	▶	減免金額（半額）
定期利用	3,000 円（税込）		1,500 円（税込）

・詳細につきましては、市のホームページをご確認ください。

お問合せ・申請は	大牟田市生活安全推進課	TEL 41-2730
		FAX 52-5299